

平成28年度定期防衛監察及び点検防衛監察の結果について（概要）

1 監察の対象項目及び対象機関等

(1) 定期防衛監察

ア 入札談合防止：11機関・部隊(アンケート(2,859名)、実地監察)

イ 法令遵守の意識・態勢：40機関・部隊(予備調査、実地監察)

(2) 点検防衛監察：16機関・部隊(実地監察)

- ・平成21年度防衛大臣指示(入札結果の検証態勢の強化等)に係る改善状況
- ・平成23年度防衛大臣指示(年度末における適正な予算執行)に係る改善状況

※ 定期防衛監察：防衛監察監が必要と認める事項について、毎年度、計画に基づき実施する防衛監察
点検防衛監察：防衛大臣指示に基づく改善結果の状況について、計画に基づき実施する防衛監察

2 監察結果の概要

(1) 定期防衛監察

ア 入札談合防止

装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務を対象として監察を行ったところ、競争性の拡大に向けた各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方で、業界関係者等との対応要領の実施等において、改善が必要な状況が見られた。

イ 法令遵守の意識・態勢

不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資するため、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を行ったところ、法令遵守に関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方で、法令遵守に関する各種教育、管理者や各級指揮官（以下「管理者等」という。）の意識、点検・検査等において、改善が必要な状況が見られた。

(2) 点検防衛監察

入札結果の検証態勢の強化等及び年度末における適正な予算執行について監察を行ったところ、全ての対象機関等において、入札結果の事後的検証が実施されており、入札結果の事後的検証に対する職員の意識と取組が浸透し、定着している状況が見られた。

また、全ての対象機関等において、年度末における調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行が疑われるような案件は見られなかった。

3 監察の結果に係る改善策等

(1) 入札談合防止

ア 対象機関等において、以下の改善等が見られた。

(7) 全ての対象機関等において、年度末における調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行が疑われる案件は見られず、かかる予算執行は許されないとの意識が浸透している状況が見られた。

(4) 全ての対象機関等において、競争参加資格の条件の緩和が行われるとともに、ほとんどの対象機関等において、随意契約上限額の引下げが行われる等、競争性の拡大のための施策を推進している状況が見られた。

イ 以下の改善策を実施することが必要である。

- (ア) 業界関係者等との対応要領について、引き続き、職員への周知徹底を図ること。
- (イ) 入札談合防止関連の法令、規則及び各種施策について、引き続き、職員の理解度の向上を図ること。

ウ 以下の取組を講ずることが望ましい。

契約部署及び調達要求部署は、競争性の更なる拡大のため、緊密に連携し、計画的な調達要求により、少額随意契約案件を取りまとめて一般競争入札に付する取組等を推進すること。

(2) 法令遵守の意識・態勢

ア 対象機関等において、以下の改善等が見られた。

- (ア) 法令遵守の意識・態勢の強化を目的として、独自に服務委員会等の設置やコンプライアンス週間の設定等を行っていたり、掲示板に、法令遵守の各分野に係るポイントとなる事項を記載した教育資料や各種相談窓口等を記載した資料を掲示するなどの状況が見られた。
- (イ) 法令遵守に関する各種教育後の簡易な試験等により職員の理解度を把握し、以後の教育に反映するとともに、組織の特性に応じた独自の教育資料を作成するほか、教育を担当者だけでなく多くの職員に持ち回りで実施させるなど、職員の知識の向上に努めていた状況が見られた。
- (ウ) 「文書の取扱いに係る規則の遵守と情報の保全に関する措置の徹底等について(通達)」(防防調(事)第58号。27.10.30)を受け、「注意」又は「部内限り」を含む秘匿性を有する文書の管理にあたっては、かぎのかかる書庫等の保管容器を用いていた状況が見られた。
- (エ) メンタルヘルスに関する相談員等を集め、相互の情報交換や臨床心理士による教育の場を定期的に設けるなど、メンタルヘルスのための具体的な取組を実施していた状況が見られた。

イ 以下の改善策を実施することが必要である。

- (ア) 秘に指定された文書等の保管容器の点検及び所持品検査等の特別検査は、関係規則で定められたとおり確実に実施し、秘密保全の徹底を図ること。
- (イ) 各機関等における内部規則は、上位規則と整合するよう制定又は改正を行うこと。
- (ウ) 不適切な部下の指導及び自殺並びに情報公開及び行政文書管理の不備等に関する護衛艦「たちかぜ」事案について、他の機関で発生した特異事象ではなく、同種事案が自らの機関においても生起しかねないことを全職員に認識させ、本事案の教訓を浸透させるよう、引き続き指導すること。
- (エ) 行政文書と個人的な執務の参考資料は、混同することがないように明確に区分して適切に管理するとともに、行政文書ファイルの背表紙は、関係規則に定められたとおり適正に整備すること。
- (オ) 保有個人情報、正しく認識した上で一般の行政文書ファイル内や業務用可搬記憶媒体内等に混在しないようにするとともに、保有個人情報等管理台帳の記載漏れや未更新がないように適切に管理すること。
- (カ) パワー・ハラスメントについては、「パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令」に従い適切に対応するとともに、セクシュアル・ハラスメントについては、その防止態勢を更に改善するため、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を引き続き講ずること。

ウ 以下の取組を講ずることが望ましい。

管理者等は、法令遵守に関する各種教育や点検・検査等を部下任せにせず、自ら率先して範を示すとともに、適時適切かつ積極的に指導・関与していくこと。